



# 月報 愛知労働局



2015

7月

毎月第三稼働日 発行

- 最近の雇用情勢 平成27年5月 . . . . . 1
- 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」応募締め切りは8月4日です!! 2
- 個別労働紛争相談は「いじめ・嫌がらせ」が増加傾向 . . . . . 2
- 安全週間に建設現場パトロールを実施しました . . . . . 3
- 「働き方改革」企業訪問を実施しました . . . . . 3
- 労働者派遣事業・職業紹介事業の適正な事業運営を!! . . . . . 4
- 今後予定している主なイベントについて . . . . . 4

## 最近の雇用情勢 平成27年5月

職業安定課

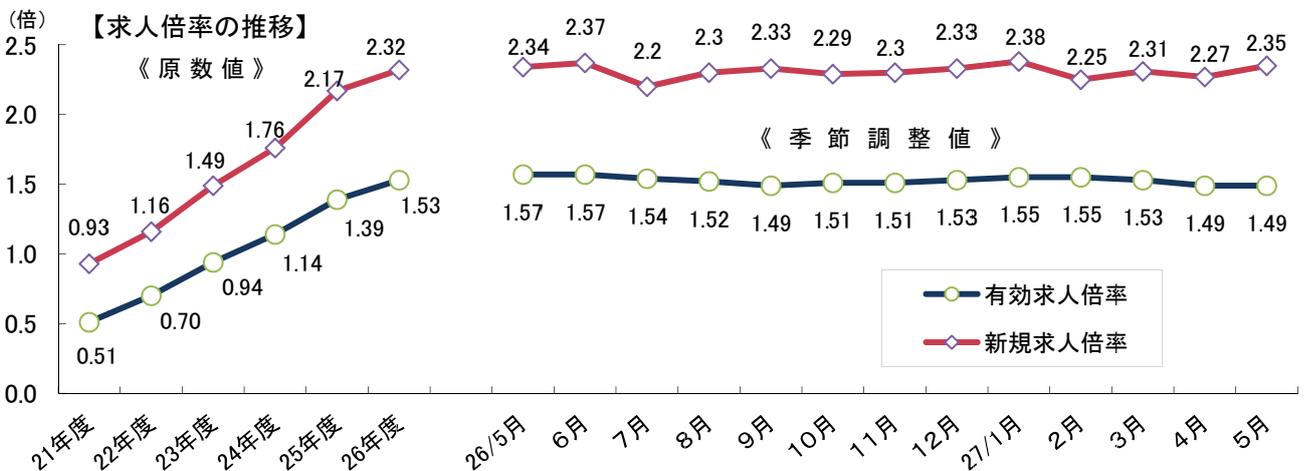
☎052-219-5578

### 有効求人倍率は前月から横ばいで推移 緩やかな改善が続く

有効求人倍率(季節調整値) ⇒ 1.49倍 対前月±0.00ポイント  
 新規求人倍率(季節調整値) ⇒ 2.35倍 対前月+0.08ポイント

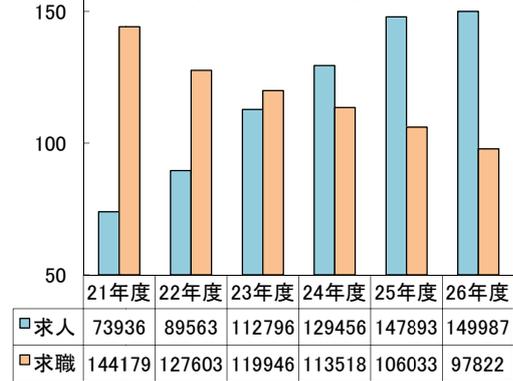
### 求人倍率の状況

- 有効求人倍率(季節調整値) 1.49倍
  - ・前月と同水準となった。
  - ・有効求人数は減少(前月比1.4%減)、有効求職者数も減少(前月比1.7%減)。
- 新規求人倍率(季節調整値) 2.35倍
  - ・2か月ぶりに前月を下回った。
  - ・新規求人数は増加(前月比2.5%増)、新規求職者数は減少(前月比0.8%減)。



### 【月間有効求人・月間有効求職の推移】

《原数値(年度平均)》



項目	(原数値)		
	当月	前年同月	対前年同月比
新規求職者数	22,218 人	25,182 人	11.8% 減
月間有効求職者数	100,088 人	107,631 人	7.0% 減
新規求人数	45,867 人	52,613 人	12.8% 減
月間有効求人数	134,380 人	151,265 人	11.2% 減

厚生労働省では、パートタイム労働者の適正処遇や教育訓練に関する取組など、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を公募し、表彰します。



### 表彰の種類

厚生労働大臣最優良賞、雇用均等・児童家庭局長優良賞、雇用均等・児童家庭局長奨励賞



### 表彰基準

表彰基準は、パート労働ポータルサイト (<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>) 内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」でご確認いただけます。



### 応募方法

まず、パート労働ポータルサイト内の「パート労働者活躍企業診断サイト」で、パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）の自社診断を行い、同ポータルサイト内の「パート労働者活躍企業宣言サイト」で、自社で行っている、パートタイム労働者の活躍推進の取組や、今後の目標を発信（宣言）してみましょう！

その上で、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」より、応募用紙をダウンロードし、添付資料を付けて、みずほ情報総研株式会社（委託先）へ郵送でご応募ください。



**応募締切** 平成27年8月4日（火）17時必着



### 問合せ及び応募先



みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部  
「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」事務局  
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3  
TEL 03-5281-5276  
(平日 10:00～17:30)



## 個別労働紛争相談は「いじめ・嫌がらせ」が増加傾向

企画室  
☎052-972-0252

### 平成26年度 個別紛争解決制度施行状況

平成26年度における愛知労働局管内における個別紛争解決制度の施行状況を取りまとめました。

愛知労働局では、個々の労働者と事業主との個別労働紛争の未然防止と円満、迅速な解決を図ることを目的として、労働局内、労働基準監督署内及び栄の中日ビル内の計16ヶ所に総合労働相談コーナーを設け、労働に関するあらゆる相談等に対し解決援助に向けてのサービスを行っています。

これらのコーナーに寄せられた相談や助言・指導、あっせんの実施状況は以下のとおりです。

#### 1. 個別労働紛争相談件数、助言・指導申出件数は過去最高

- ・ 総合労働相談件数<sup>\*1</sup> 79,561件（対前年度比 4.6%増）(全国3位)
- うち、民事上の個別労働紛争相談<sup>\*2</sup>件数 16,352件（同 18.8%増）(全国3位)
- ・ 助言・指導<sup>\*3</sup>受付件数 814件（同 0.1%増）(全国2位)
- ・ あっせん<sup>\*4</sup>申請件数 370件（同 26.4%減）(全国3位)

#### 2. 民事上の個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ

- ・ 個別労働紛争解決制度は、平成13年10月から運用開始されましたが、「いじめ・嫌がらせ」の相談の割合は年々増加しています。
- ・ 平成26年度は3,602件にのぼり、個別労働紛争相談の19.7%（制度開始当初の平成14年度は7.2%）を占めています。

\*1 個々の労働者と事業主との労働紛争の未然防止と解決を図ることを目的とした、労働に関するあらゆる相談等に対して解決援助を行うサービス。

\*2 総合労働相談のうち、「個々の労働者」が一方の当事者となる民事上の紛争に関する相談。

\*3 民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

\*4 紛争当事者の間に、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である紛争調整委員が入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

## 安全週間に建設現場パトロールを実施しました

安全課  
☎052-972-0255

愛知労働局では、全国安全週間の活動一環として、災害防止対策の一層の徹底を図るため、同週間の初日である7月1日に、名古屋北労働基準監督署、一般社団法人名北労働基準協会と合同で、大規模建設工事現場のパトロールを実施しました。

今年に入り、愛知労働局管内では、死傷災害が減少していますが、下表のとおり、建設業については減少していません。今回のパトロールは、災害が減少していない建設業における災害防止対策の一層の徹底を呼びかけるものです。

パトロールを行った現場は、名古屋市東区矢田南で(株)大林組名古屋支店が施工する「名城大学ナゴヤドーム前キャンパス新築工事」現場で、藤澤労働局長のほか、鈴木名古屋北労働基準監督署長なども参加し、安全衛生管理の状況を確認を行いました。

また、パトロールでは、藤澤労働局長より、現場の作業員260名に対して、墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策などの適切な安全衛生活業の要請を行いました。



名城大学ナゴヤドーム前キャンパス新築工事現場での安全パトロール

愛知労働局管内死傷災害発生状況(平成27年5月末現在)

業種	年	平成27年	平成26年同期	平成26年同期比	増減率
製造業	製造業	566 ( 2 )	634 ( 8 )	-68 ( -6 )	-10.7
	食料品製造業	139 ( 0 )	135 ( 0 )	4 ( 0 )	3.0
	化学工業	39 ( 0 )	43 ( 1 )	-4 ( -1 )	-9.3
	鉄鋼業	22 ( 0 )	27 ( 3 )	-5 ( -3 )	-18.5
	金属製品	98 ( 1 )	129 ( 1 )	-31 ( 0 )	-24.0
	一般機械器具	43 ( 0 )	44 ( 0 )	-1 ( 0 )	-2.3
	輸送機械製造	67 ( 0 )	76 ( 0 )	-9 ( 0 )	-11.8
	上記以外の製造業	158 ( 1 )	180 ( 3 )	-22 ( -2 )	-12.2
建設業	建設業	234 ( 3 )	232 ( 4 )	2 ( -1 )	0.9
	土木工事業	53 ( 1 )	68 ( 2 )	-15 ( -1 )	-22.1
	建築工事業	117 ( 0 )	109 ( 2 )	8 ( -2 )	7.3
	その他の建設業	64 ( 2 )	55 ( 0 )	9 ( 2 )	16.4
	陸上貨物運送事業運輸業	271 ( 2 )	301 ( 1 )	-30 ( 1 )	-10.0
	小売業	190 ( 0 )	246 ( 2 )	-56 ( -2 )	-22.8
	通信業	42 ( 0 )	50 ( 1 )	-8 ( -1 )	-16.0
	社会福祉施設	75 ( 0 )	76 ( 0 )	-1 ( 0 )	-1.3
	飲食店	58 ( 0 )	77 ( 0 )	-19 ( 0 )	-24.7
	清掃・と畜業	77 ( 1 )	102 ( 0 )	-25 ( 1 )	-24.5
上記以外の事業	365 ( 1 )	377 ( 3 )	-12 ( -2 )	-3.2	
合計	1,878 ( 9 )	2,095 ( 19 )	-217 ( -10 )	-10.4	

※( )内は死亡者数で内数である。

前年同期比 89.6%

## 「働き方改革」企業訪問を実施しました

労働時間課  
☎052-972-0254

愛知労働局では、これまでの勤務環境を見直し、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方に改める「働き方改革」を推進するための取組みを進めています。

この度6月26日、「働き方改革」に向けた取組みについての働きかけを行うため、藤澤労働局長が岩倉市の石塚硝子(株)を訪問しました。

石塚硝子(株)はガラス容器を製造する企業であり、江南労働基準協会の会長としても、労働行政にご協力頂いています。

訪問では、同社における、非製造部門でのノー残業デーの取組み、アニバーサリー休暇制度、女性リーダー職に対する両立支援への取組みなどについて説明を受けるとともに、労働局長からは、「働き方改革」に対する更なる取組みを要請しました。



「働き方改革」企業訪問



愛知労働局・厚生労働省をはじめ政府全体として、明るい時間が長い夏の期間に、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動(「夏の生活スタイル変革」)を展開しています。「夏の生活スタイル改革」は、通称「ゆう活」(ゆうやけ時間活動推進)といい、「働き方改革」の取組みのひとつでもあります。

夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出て、夕方の時間帯を有効に活用するという生活スタイルに変えるという、自主的な取組みを呼び掛けています。

**平成 26 年度労働者派遣事業等指導監督状況を発表しました。**

**概要**

**1 告発・行政処分・勧告の実施状況**

- ・製造業務請負事業者を「偽装請負」の疑いで告発1社
- ・派遣元への行政処分4社  
「労働者派遣事業停止命令」及び「労働者派遣事業改善命令」3社  
「労働者派遣事業改善命令」1社
- ・派遣先への「労働者派遣事業適正受入勧告」1社

**2 指導監督状況**

- ・指導監督事業所数は884事業所(前年度比+14.7%)
- ・是正指導事業所数は245事業所(前年度比+3.8%増)
- ・是正指導率は39.5%(前年度差△4.9p)  
※ 派遣先事業所の是正指導率は70.5%

**3 主な是正指導事項**

- ・派遣元: 就業条件の明示、派遣料金額の明示、派遣先への通知
- ・派遣先: 派遣先管理台帳、派遣契約の不備、抵触日通知の不備不備
- ・職業紹介: 取扱職種範囲等の明示、帳簿備付、労働条件の明示等不備



昨年度行った指導監督の主な事例を以下に紹介します。

**労働者派遣事業関係**

**【匿名者の情報提供】**

派遣元Aは、他の派遣元B及びCの派遣労働者を派遣先に派遣する、いわゆる「二重派遣」をしている。  
⇒派遣先への訪問調査をしたところ、「二重派遣」の実態はなかったが、無許可・無届の事業主からの派遣受入、派遣受入期間の抵触日の通知をせず派遣受入、抵触日経過後の継続派遣受入のほか派遣先管理台帳の作成不備等の法違反を確認した。また、派遣元Aへの調査では、特定労働者派遣事業の届出前の労働者派遣実施、派遣受入期間の抵触日通知なく労働者派遣、マージン率等の情報提供及び就業条件の明示が行われていないなどの法違反を確認した。このため、派遣先、派遣元双方に適法に事業運営を行うよう是正指導を行った。

**有料職業紹介事業関係**

**【有料職業紹介事業の調査】**

有料職業紹介事業の訪問調査により、届出紹介手数料の額以上の手数料を求人者から徴収していたことが判明。  
⇒求人者から徴収する手数料を支払われた年間賃金の50%と届出していたが、実際の契約では手数料定額30万円、1か月未満退職の場合10万円としていた。手数料管理簿をチェックしたところ、1週間程度で退職した者へ支払われた賃金が5万円であったことから、届出手数料を超えて、手数料を徴収していたので、返金の指導を行った。

**～ 今後予定している主なイベントについて ～**

7/15(水)	14:00～ 15:30	労働者派遣事業 新規説明会	名古屋広小路ビルディング6階 需給調整事業部 セミナールーム	需給調整事業部 052-219-5587
8/5(水)				

編集・発行 愛知労働局 総務部 企画室  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館2階)  
TEL(052)972-0252 FAX(052)961-5798  
<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>